

店舖綜合保險



店舗総合保険の補償内容

店舗総合保険は、さまざまな事故による建物や什器、商品などの損害を補償します。



損害保険金等をお支払いする事故

店舗や事務所等を取り巻く以下のリスクに備えることができます。損害保険金等につきましては「お支払いする保険金等」(4ページ)をご参照ください。

<p>1</p> <p>失火や もらい火による 火災</p> <p>消防活動による水ぬれ・破壊等を含みます。</p> 	<p>2</p> <p>落雷</p> 	<p>3</p> <p>ガス 爆発など 破裂・爆発</p> <p>※水道管等の凍結による破裂損害およびボイラの破裂・爆発によるボイラ自体の損害は対象外となります。</p> 	<p>4</p> <p>窓ガラス・ 屋根の破損など 風災、 雹災、雪災</p> <p>※1敷地内の損害の額が20万円以上の場合に限ります。 ※吹込みまたは雨漏り等による損害を除きます。</p> 	<p>5</p> <p>自動車の 飛び込みなど 落下、 飛来、衝突</p> <p>※保険契約者または被保険者が所有または運転する車両等の衝突を除きます。</p> 
<p>6</p> <p>給排水設備の 事故などによる 水ぬれ</p> <p>※給排水設備自体に生じた損害を除きます。</p> 	<p>7</p> <p>騒擾、 労働争議 などによる 暴行、破壊</p> 	<p>8</p> <p>盗難による建物の 損傷・破損、設備・什器等、家財、 現金の屋内での盗難など 盗難</p> <p>※生活用現金・預貯金証書については家財を、業務用現金・預貯金証書については設備・什器等を対象にご契約いただいた場合に限ります。(生活用現金20万円、業務用現金30万円が限度) ※商品・製品等の盗難による損害はお支払いの対象となりません。</p> 	<p>9</p> <p>自宅以外の 国内に所在する 建物内での 持ち出し 家財の損害 【持ち出し家財保険金】</p> <p>※家財を対象にご契約いただいた場合に限ります。 ※1～8の事故による損害が対象となります。</p> 	<p>10</p> <p>台風や集中豪雨 などによる 川の氾濫など 水害 【水害保険金】</p> <p>保険価額の30%以上の損害、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水の場合に限ります。 ※床上浸水とは居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。 ※損害に対する一定割合の補償となります。</p> 







費用保険金等の内容

事故の際に発生するさまざまな費用も補償します。



事故の際の以下の出費も補償

※費用保険金等の限度額につきましては「お支払いする保険金等」(4ページ)をご参照ください。

<p>臨時費用保険金</p> <p>1～7の事故が対象</p> <p>事故の際における臨時の出費にあてていただくもので「損害保険金の30%」を損害保険金にプラスしてお支払いします。</p> 	<p>残存物取片づけ費用保険金</p> <p>1～7の事故が対象</p> <p>事故の際における残存物の取片づけ、清掃等に必要の費用を実費でお支払いします。</p> 	<p>失火見舞費用保険金</p> <p>1、3の事故が対象</p> <p>火災、破裂または爆発により他人の所有物に損害を与えた場合、見舞金等の費用をお支払いします。 ※もらい火による事故は対象外です。</p> 	<p>修理付帯費用保険金</p> <p>1～3の事故が対象</p> <p>事故の復旧にあたり当社の承認を得て支出した必要かつ有益な所定の費用(仮店舗の賃借費用等)をお支払いします。</p> 						
<p>地震火災費用保険金</p> <p>地震等による火災が対象</p> <p>地震、噴火またはこれらによる津波を原因とした火災による損害が右表に該当する場合にお支払いします。</p>  <table border="1" data-bbox="550 1948 1125 2139"> <thead> <tr> <th>保険の対象</th> <th>お支払いの条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>半焼以上</td> </tr> <tr> <td>家財</td> <td>全焼または収容する建物が半焼以上</td> </tr> <tr> <td>設備・什器等、商品・製品等</td> <td>収容する建物が半焼以上</td> </tr> </tbody> </table>	保険の対象	お支払いの条件	建物	半焼以上	家財	全焼または収容する建物が半焼以上	設備・什器等、商品・製品等	収容する建物が半焼以上	<p>損害防止費用</p> <p>1～3の事故が対象</p> <p>消火活動のために使用した消火薬剤の再取得費用等、損害の防止または軽減に必要なまたは有益な所定の費用をお支払いします。</p> 
保険の対象	お支払いの条件								
建物	半焼以上								
家財	全焼または収容する建物が半焼以上								
設備・什器等、商品・製品等	収容する建物が半焼以上								

保険の対象と保険金をお支払いする主な場合・お支払いしない主な場合

リスクに備えるため 保険の対象をお選びください。



保険の対象のご説明

保険の対象	説明
① 建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。専用店舗建物、事務所建物、併用住宅建物等が該当します。
② 設備・什器等	建物内収容の設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
③ 商品・製品等	建物内収容の商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
④ 家財	建物内収容の生活用動産をいいます。家具、家電製品、衣類等が該当します。業務用にのみ使用されるものは除きます。
⑤ 明記物件	「設備・什器等」または「家財」のうち、貴金属、宝玉、宝石または書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもののうち、保険申込書に明記したものをいいます。

【保険の対象をお選びいただく際のご注意】

- 「設備・什器等」、「商品・製品等」、「家財」、「明記物件」については建物内収容のものに限ります。
- 「家財」は、被保険者または被保険者と生計を共にする親族の方が所有する建物内収容のものに限ります。
- 建物を保険の対象とする場合、門・塀・垣、付属建物（延床面積が66㎡未満の物置・車庫等）はご契約時に含まないことをお申し出いただかない限り、保険の対象である建物に含まれます。なお、延床面積が66㎡以上の物置・車庫等の付属建物は、保険の対象である建物に含めてご契約いただくことはできません。ご契約を希望される場合、保険の対象である建物とは別に契約いただく必要があります。建物の基礎・地下室を保険の対象に含める場合はお申出ください。
- 「設備・什器等」または「家財」で、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石、美術品等を保険の対象とされる場合は、保険申込書の特記事項欄にその内容を記載のうえ、「明記物件」として別に保険金額を設定ください。

保険金等をお支払いする主な場合、保険金等をお支払いしない主な場合

保険金等をお支払いする主な場合

事故	説明
1 火災	火災（消防活動による水ぬれ・破壊等を含みます。）をいいます。例）火災により建物が焼失した。
2 落雷	落雷 例）落雷により家電製品が壊れた。
3 破裂・爆発	破裂・爆発（気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象）をいいます。例）ガス漏れと漏電により引火して建物内で爆発が発生した。
4 風災、雹災、雪災	台風、旋風、暴風、暴風雨等による風災（洪水、高潮等を除きます。）、雹災または豪雪、雪崩等の雪災（融雪洪水を除きます。）をいいます。例）台風で窓ガラスが割れ建物や家財が損害を受けた。
5 落下、飛来、衝突	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊。例）自動車が飛び込んだ。
6 水ぬれ	給排水設備の破損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等または他人の戸室で生じた漏水、放水等による水ぬれをいいます。例）マンション上階からの水ぬれで部屋や家財が水びたしになった。
7 騒擾、労働争議等に伴う暴力行為・破壊行為	騒擾、集団行為、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為による破損をいいます。例）デモ隊により門塀が壊された。
8 盗難	盗難による建物の損傷・破損、建物内収容の「設備・什器等」、「家財」、「現金」、「預貯金証書」に対する強盗、窃盗またはこれらの未遂による損害をいいます。例）泥棒に入られた際に窓ガラスを割られた。 ※商品・製品等は、補償対象外となります。 ※「現金」、「預貯金証書」の盗難は、「設備・什器等」または「家財」を保険の対象として契約いただいた場合に限ります。 ※明記物件である貴金属・宝石、美術品等を保険の対象とした場合、明記物件の盗難による損害が発生したときは、1事故につき1個または1組ごとに100万円が限度
9 持ち出し家財の損害	保険証券記載の建物以外の建築物（日本国内に限ります。）内において一時的に持ち出した家財（保険の対象である家財のうち、被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族によって建物から一時的に持ち出された家財をいいます。）が①～⑧までの事故（自転車・原動機付自転車の盗難を除きます。）によって生じた損害をいいます。例）旅先の宿泊先で火災に遭い、旅行道具一式が焼失した。 ※家財を保険の対象にした場合に限ります。
10 水害	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって生じた事故をいいます。例）近くの河川が氾濫して洪水となった結果、事務所が床上浸水に見舞われた。

保険金等をお支払いしない主な場合

① 以下のいずれかに該当する損害に対しては損害保険金、持ち出し家財保険金、水害保険金、費用保険金および損害防止費用をお支払いしません。

- 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- 被保険者でない方が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その方（その方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害（ただし、他の方が受け取るべき金額については除きます。）
- 保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突・接触による損害
- 被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為による損害
- 「保険金等をお支払いする主な場合」①～⑦、⑩の事故または地震火災費用保険金の支払い対象となる事故の際の保険の対象の紛失または盗難による損害
- 保険の対象である動産が屋外にある間に生じた盗難による損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動による損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- 地震・噴火等による倒壊等の損害だけでなく、地震・噴火等による火災損害（延焼・拡大を含みます。）、または発生原因を問わず地震・噴火等で延焼・拡大した損害も補償されません。ただし、地震火災費用保険金はお支払いの対象となる場合があります。
- 持ち出し家財である自転車または原動機付自転車（総排気量が125cc以下のもの）の盗難による損害
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による損害
- 保険料領収前に生じた損害

② 以下のいずれかに該当する損害に対しては、「保険金等をお支払いする主な場合」の①～④の場合を除き、保険金等をお支払いしません。

- 電氣的事故による炭化または溶融の損害
- 発酵または自然発熱の損害
- 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
- 亀裂、変形その他これらに類似の損害
- 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業による損害

③ 以下のものは保険の対象に含まれません。

- 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。）
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物（注）⑧盗難の事故の場合を除きます。

保険金額の設定

保険の対象の保険金額について時価額^(※)を基準としてお決めください。

※再調達価額を基準として保険金額の設定を希望される場合は、「価額協定保険特約」または「新価保険特約」をセットいただく必要があります。再調達価額で保険金額の設定ができない保険の対象もありますので、詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

時価額 …………… 損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

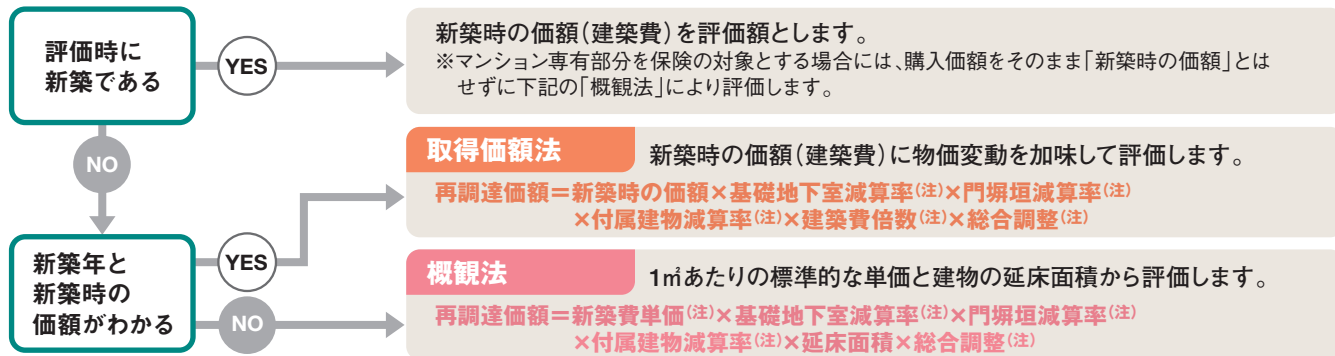
再調達価額(新価額) …… 損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。

(1) 建物の場合

保険金額は「1つの建物」ごとに時価額を基準として下記手順でお決めください。

- 手順**
- ①再調達価額による保険金額の目安を算出します。
 - ②上記①で算出した再調達価額から経年減価率^(注)により時価額基準の保険金額の目安を算出します。
 - ③上記②で算出した金額を参考に保険金額をお決めいただきます。

①再調達価額の算出



②時価額の算出

$$\text{評価額(時価額)} = \text{再調達価額} \times \text{経年減価率} \text{ (注)}$$

(注) 経年減価率、基礎地下室減算率、門塀垣減算率、付属建物減算率、建築費倍数、新築費単価および総合調整の詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(2) 設備・什器等の場合

「1つの建物」内に収容される「設備・什器等」ごとに時価額を基準として保険金額をお決めください。

(3) 商品・製品等の場合

「1つの建物」内に収容される「商品・製品等」ごとに保険期間中の予想最高在庫高に相当する額を基準として保険金額をお決めください。

(4) 家財の場合

「1つの建物」内に収容される「家財」ごとに時価額を基準として下表を参考に保険金額をお決めください。

<標準的な家財の評価表(目安)>

下表にない家族構成の場合など詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(千円)

世帯主の年齢	時価額			再調達価額(新価額)		
	夫婦のみ	夫婦十子供1人	夫婦十子供2人	夫婦のみ	夫婦十子供1人	夫婦十子供2人
27才以下	4,500	5,300	6,100	5,000	5,900	6,800
28才~32才	4,700	5,500	6,300	5,900	6,800	7,700
33才~37才	5,900	6,700	7,500	7,800	8,700	9,600
38才~42才	8,100	8,900	9,700	10,700	11,600	12,500
43才~47才	10,200	11,000	11,800	13,700	14,600	15,500
48才以上	10,800	11,900 ^(注1)	12,700 ^(注2)	14,400	15,600 ^(注1)	16,500 ^(注2)

(注1) 夫婦以外に、18才以上の子供1人の場合

(注2) 夫婦以外に、18才以上の子供1人と18才未満の子供1人の場合

<子供1人あたりの加算額>

(千円)

(千円)

	時価額	再調達価額
18才未満の子供(1人)	800	900
18才以上の子供(1人)	1,100	1,200

	時価額	再調達価額
独身世帯(30才の男性)	2,300	2,500

(5) 明記物件の場合

「1つの建物」内に収容される「設備・什器等」または「家財」で1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石、美術品等(明記物件)を保険の対象とされる場合は、時価額を基準として1個または1組ごとに保険金額をお決めください。なお、明記物件としてご契約されない場合は、お支払いの対象とはなりません。

【保険金額をお決めいただく際のご注意】

- 保険の対象となる建物、設備・什器等、家財等について複数の保険契約または共済契約にご加入の場合、それぞれの保険金額を合算した金額が保険価額を超えるときは、その超えた部分は事故があっても保険金のお支払い対象とならず、保険料の無駄払いとなりますのでご注意ください。
- 土地は保険の対象となりません。したがって、土地代を保険金額に含めて設定されても、事故があっても保険金のお支払い対象とならず、保険料の無駄払いとなりますのでご注意ください。
- 「設備・什器等」または「家財」で1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石、美術品等については、保険申込書に明記されないと保険金等のお支払いの対象となりません。

- 店舗総合保険では、保険金額が保険価額の80%を下回る場合には、次の算式に基づき保険金が削減して支払われる場合があります(削減払)のでご注意ください。

$$\text{損害保険金} = \frac{\text{損害の額}}{\text{保険価額} \text{ (※)}} \times 80\%$$

※ 保険価額とは時価額による保険の対象の評価額をいいます。

お支払いする保険金等

保険金等をお支払いする場合

- 1 火災** (消防活動による水ぬれ・破壊等も含みます。)
- 2 落雷**
- 3 破裂・爆発**
(水道管等の凍結による破裂損害およびボイラ等の破裂・爆発によるボイラ等自体の損害は対象外となります。)
- 4 風災、雹災、雪災**
台風、旋風、暴風、暴風雨等による風災(洪水、高潮を除きます。)、雹災または豪雪、雪崩等の雪災(融雪洪水を除きます。))によって1敷地内20万円以上の損害があった場合
※吹込みまたは雨漏り等による損害を除きます。
- 5 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触**
※ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは**4**もしくは**10**の事故による損害を除きます。
- 6 水ぬれ**
(給排水設備に生じた事故または被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故による漏水、放水または溢水(水が溢れることをいいます。))による水ぬれ。ただし**4**もしくは**10**の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害は除きます。)
- 7 騒擾・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為**
- 8 盗難**
※生活用現金、預貯金証書については家財を、業務用現金、預貯金証書については設備・什器等を保険の対象としてご契約されている場合に限り、お支払いの対象となります。
※商品・製品等の盗難による損害に対しては保険金をお支払いしません。

9 持ち出し家財【持ち出し家財保険金】

(家財を保険の対象としてご契約されている場合に限り。)

10 水害【水害保険金】 (台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等)

保険の対象、損害の程度に応じて下表のとおりとします。

保険の対象	損害の程度	水害に対してお支払いする保険金の額
建物・家財	(a) 損害の額(時価額)が保険価額(時価額)の30%以上の場合	保険金額(*) × $\frac{\text{損害の額(時価額)}}{\text{保険価額(時価額)}} \times 70\%$
	上記(a)以外で、床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水により損害額(時価額)が	保険金額(*)×10%(1事故1敷地内200万円が限度)
	(b) 保険価額(時価額)の15%以上30%未満の場合 (c) 保険価額(時価額)の15%未満の場合	
設備・什器等 商品・製品等	(d) 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により損害を被った場合	保険金額(*)×5% ((c)、(d)の保険金を合わせて1事故1敷地内100万円が限度)

※保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

お支払いする保険金等の額

次の算式による保険金をお支払いします。ただし、保険金額または損害の額のいずれか低い額を限度とします。

◇ 保険金額が保険価額(時価額)の80%以上の場合
損害保険金 = 損害の額(時価額)

◇ 保険金額が保険価額(時価額)の80%未満の場合
損害保険金 = 損害の額(時価額) × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額(時価額)} \times 80\%}$

※ 明記物件である貴金属・宝石、美術品等を保険の対象とした場合、明記物件の盗難による損害が発生したときは、1事故につき1個または1組ごとに100万円が限度

※ 現金・預貯金証書の盗難による損害に対してお支払いする保険金は下表のとおりです。

現金・預貯金証書	保険の対象	お支払いする保険金の額	
生活用	家財	現金	損害の額(1事故200万円限度)
		預貯金証書	損害の額(1事故200万円または家財保険金額のいずれか低い額が限度)
業務用	設備・什器等	現金	損害の額(1事故30万円限度)
		預貯金証書	損害の額(1事故300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額が限度)

損害の額(時価額) (1事故につき家財の保険金額の20%または100万円のいずれか低い額が限度)

損害保険金等

費用保険金等

臨時費用保険金

1～**7**の事故により損害保険金をお支払いする場合

損害保険金×30% (1事故1敷地内500万円が限度)

残存物取片づけ費用保険金

1～**7**の事故により損害保険金をお支払いする場合

実費(損害保険金×10%が限度)

失火見舞費用保険金

保険の対象としている建物または保険の対象としている動産もしくはその動産を収容する建物から発生した**1**または**3**の事故(注)により他人の所有物を滅失、損傷、汚損させた場合

(注) 第三者(保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。)の所有物で被保険者以外の者が占有する部分(区分所有建物の共用部分を含みます。)から発生した火災、破裂・爆発により被保険者の保険の対象が損傷を受け(もらい火)、この保険の対象を経由して第三者の所有物に延焼した場合を除きます。

被災世帯または法人数×20万円
(1事故につき保険金額の20%が限度)

地震火災費用保険金

地震・噴火等を原因とする火災による損害が次に該当する場合

保険の対象	お支払いの条件
建物	半焼以上
家財	全焼または収容する建物が半焼以上
設備・什器等、商品・製品等	収容する建物が半焼以上

保険金額×5% (1事故1敷地内300万円が限度)

修理付帯費用保険金

1～**3**の事故により損害が生じた結果、復旧にあたり当社の承認を得て必要かつ有益な所定の費用を支出した場合

実費(1事故1敷地内につき保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度)

損害防止費用

1～**3**の事故の際に損害の発生または拡大の防止に必要なまたは有益な所定の費用を支出した場合(消火薬剤再取得費用等に限り)

◇ 保険金額が保険価額(時価額)の80%以上の場合
消火薬剤再取得費用等の実費
◇ 保険金額が保険価額(時価額)の80%未満の場合
消火薬剤再取得費用等の実費 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額(時価額)} \times 80\%}$

オプション特約の補償

さらに安心を広げるオプション特約の補償をご検討ください。

詳細は、取扱代理店または当社へお問い合わせください。



価額協定保険特約

損害額を再調達価額^(※)基準で補償します(延床面積が1,500m²未満の建物および家財が対象です。)

保険の対象が全損になった場合には損害保険金の10%に相当する額を特別費用保険金としてお支払いします(ただし、1事故につき1敷地内200万円が限度)。

※同等のものを新たに新築または購入するのに必要な金額をいいます。

【保険金等をお支払いする主な場合】

この特約がセットされた保険契約の「保険金等をお支払いする主な場合」と同様となります。

【保険金等をお支払いしない主な場合】

この特約がセットされた保険契約の「保険金等をお支払いしない主な場合」と同様となります。



付保割合条件付実損払特約

保険金額を保険価額の一定割合に設定し、保険金額を限度として実損害額をお支払いします(1級構造の建物およびこれに収容される設備・什器等が対象です。)

【保険金等をお支払いする主な場合】

この特約がセットされた保険契約の「保険金等をお支払いする主な場合」と同様となります。

【保険金等をお支払いしない主な場合】

この特約がセットされた保険契約の「保険金等をお支払いしない主な場合」と同様となります。



店舗賠償責任補償特約

建物等の施設の所有・使用・管理に起因する事故や日常生活に起因する事故により法律上の賠償責任を負った場合に、その損害賠償金等を補償します(料理飲食店・小売店が対象です。)

【保険金等をお支払いする主な場合】

日本国内において以下の①または②により他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与え法律上の賠償責任を負った場合にその損害賠償額および判決による遅延損害金等について保険金をお支払いします。

- ①被保険者が所有、使用もしくは管理する施設に起因または施設の用法に伴う保険証券記載の業務の遂行に起因する偶然な事故【施設賠償責任補償】
- ②日常生活に起因する事故または建物の居住部分の所有・使用・管理に起因する事故(ただし被保険者が保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物に居住している場合に限り)【個人賠償責任補償】

【保険金等をお支払いしない主な場合】

<個人賠償責任補償・施設賠償責任補償共通>

- 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使・暴動、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性に起因する事故によって生じた損害
- 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- 被保険者が所有・使用または管理する財物の損壊により、その財物につき正当な権利を有する方に対する損害賠償責任を負うことによって生じた損害
- 排水または排気(煙を含みます)によって生じた損害賠償責任 等

<施設賠償責任補償>

- 給排水管、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラその他業務用または家事用器具から漏出またはいっ出する蒸気、水その他内容物による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 施設の修理、改造、取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任
- エレベーター、エスカレーター、自動車または施設外における車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任 等

<個人賠償責任補償>

- 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- もっぱら業務に使用される動産・不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- 航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 等



新価保険特約

罹災後、保険の対象を復旧した場合、再調達価額(新価額)を基準に保険金をお支払いします(建物およびこれに収容される什器・備品等が対象です。)

【保険金等をお支払いする主な場合】

この特約がセットされた保険契約の「保険金等をお支払いする主な場合」と同様となります。

【保険金等をお支払いしない主な場合】

この特約がセットされた保険契約の「保険金等をお支払いしない主な場合」と同様となります。
※保険の対象を復旧されない場合、時価額を基準として保険金をお支払いします。



借家人賠償責任補償特約

火災、破裂・爆発等によって借用する建物または戸室を滅失、損傷または汚損し、貸主(転貸人を含みます)に対して法律上の賠償責任を負った場合に、その損害賠償額および判決による遅延損害金等を保険金としてお支払いします。

【保険金等をお支払いする主な場合】

火災、破裂・爆発もしくは給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水(水が溢れることをいいます。)^(注)によって借用する建物または戸室を滅失、損傷または汚損し、貸主(転貸人を含みます)に対して法律上の賠償責任を負った場合に、その損害賠償額および判決による遅延損害金等を保険金としてお支払いします。
(注)給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による損害は、保険の対象に家財が含まれていない場合に限り補償の対象となります

【保険金等をお支払いしない主な場合】

- 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意によって生じた損害
- 被保険者の心神喪失または指図によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使・暴動、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性に起因する事故によって生じた損害
- 借用戸室の改築、増築、取りこわしなどの工事によって生じた損害
- 貸主との間の特別な約定によって加重された損害賠償責任
- 借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された破損に起因する損害賠償責任 等



修理費用補償特約

風災、盗難等の事故により借用する建物または戸室に損害が生じ、賃貸借契約に基づきこれを自己の費用で修復した場合、その費用を保険金としてお支払いします(借家人賠償責任補償特約とセットでご契約いただけます。)

【保険金等をお支払いする主な場合】

「火災」、「落雷」、「破裂または爆発」、「借用建物または借用戸室の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊」、「給排水設備に生じた事故または被保険者以外の方が占有する借用建物または借用戸室で生じた事故に伴う、漏水、放水、溢水」、「騒擾およびこれに類似の集団行動による暴力行為・破壊行為」、「風災、雹災または雪災」または「盗難」により借用建物または借用戸室に損害が生じた場合で、被保険者がその貸主との契約に基づき自己の費用でこれを修理したときは、その復旧のために必要な修理費用から免責金額を差し引いた額を保険金としてお支払いします。

【保険金等をお支払いしない主な場合】

- 保険契約者、被保険者、貸主またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 保険契約者、被保険者または貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触による損害
- 戦争、外国の武力行使・暴動、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性に起因する事故によって生じた損害 等

地震保険への加入をおすすめします。

※「店舗総合保険」では、地震等による損害は補償されません。
※地震保険の対象は、居住用の建物(併用住宅を含みます。)、および家財に限ります。

(地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失による建物や家財の損害を補償します。)



【保険金をお支払いする主な場合】

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた損害が全損、半損または一部損^(※)となった場合に保険金をお支払いします。

※[全損][半損][一部損]の認定は「地震保険損害認定基準^(注)」に従って行います。

(注)地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うために(社)日本損害保険協会が制定した損害認定基準のこと

【保険金をお支払いしない主な場合】

地震等により保険の対象が損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いしません。

【お支払いする保険金の額】

全損	地震保険の保険金額×100%(時価額が限度)
半損	地震保険の保険金額×50%(時価額の50%が限度)
一部損	地震保険の保険金額×5%(時価額の5%が限度)

- ・お支払いする保険金は、損害保険会社全社で算出された保険金総額が1回の地震等で5兆5,000億円を超える場合、算出された保険金の総額に対する5兆5,000億円の割合によって削減されることがあります。(平成22年12月現在)
- ・72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

【地震保険の割引制度について】

地震保険には、建物の耐震性能に応じた建築年割引、耐震等級割引、免震建築物割引および耐震診断割引といった割引制度があります。

※地震保険の詳細は地震保険パンフレットをご覧ください。取扱代理店または当社までお問い合わせください。

ご契約時にご注意いただきたいこと

1.お申込みいただく保険の引受条件等についてご確認ください

(1) 商品の仕組み

この保険期間中に生じた保険金等をお支払いする事故によって保険の対象(注)に生じた損害に対して、普通保険約款に従い、保険金等を支払います。

(注)建物または建物内収容動産(家財、設備、什器等、商品・製品等)等。詳しくは「保険の対象のご説明」(2ページ)をご参照ください。

(2) 補償内容

① 保険金等をお支払いする主な場合

「保険金等をお支払いする主な場合」(2ページ)をご参照ください。

② 保険金等をお支払いしない主な場合等

「保険金等をお支払いしない主な場合」(2ページ)をご参照ください。

(3) セットできる主な特約およびその概要

ご契約時のお申出にかかわらず、保険種類やご契約条件に応じて自動的にセットされる特約と、ご契約時にお申出があり、当社が引き受ける場合にセットされる特約(オプション特約)があります。主なオプション特約については、「オプション特約の補償」(5ページ)をご参照ください。なお詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(4) 保険の対象

保険の対象については、「保険の対象のご説明」(2ページ)をご参照ください。

(5) 保険期間

保険期間は1年となります。また1年未満の短期契約や、5年以内の長期契約もご契約いただけます。実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(6) 引受条件(保険金額)

保険金額については、「保険金額の設定」(3ページ)をご参照ください。実際にご契約いただく保険金額につきましては、保険申込書の保険金額欄にてご確認ください。

(7) 建物の情報

建物(保険の対象または保険の対象となる動産を収容する建物)の所在地、面積、構造、構造級別、建物形態などをご確認ください。詳しくは下記の「構造判定コード表」、「構造級別改定(平成22年1月)に伴う経過措置のご説明」をご参照ください。

(8) 保険料

保険料は、保険期間(上記(5))、保険金額(上記(6))、保険の対象の所在地、専有面積、構造(上記(7))、建物内の職業等によって決まります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。

(9) 保険料の払込方法

ご契約の保険料は、キャッシュレスでお支払いいただけます(現金によりお支払いいただくことも可能です)。

口座振替	指定口座からの口座振替によって払い込む方法です。 【初回保険料口座振替特約】
クレジットカード払 (登録方式・一括払型) ^(注)	当社の指定するクレジットカード会社のクレジットカードによって払い込む方法です。 【保険料クレジットカード払(登録方式・一括払型)特約】
払込票払 ^(注)	当社所定の払込取扱票によってコンビニエンスストア・郵便局で払い込む方法です。 当社提携金融機関のATM等から、ペイジー(Pay-easy)を利用して払い込むこともできます。 【保険料払込取扱票払特約】

(注)ご契約の保険料を一括して払い込む場合に限りご利用いただけます。また、保険料の額によってご利用いただけない場合があります。

保険料の払込方法は、保険期間が1年の場合にご契約と同時にその全額を一括して払い込む方法のほか、次のいずれかにより払い込む方法があります。

【保険期間が1年の場合】

一般分割 (口座振替)	月払で払い込む方法です。5%の保険料割増が適用されます。 第2回目以降分割保険料の払込方法は口座振替に限りです。 【保険料一般分割払特約】
一般分割 (直接集金)	12分割にして払い込む方法です。10%の保険料割増(地震保険は6%)が適用されます。分割保険料の払込方法は直接集金となります。 【保険料一般分割払特約】
大口分割	2回、4回、6回または12回に分割して払い込む方法です。ご契約の保険料が基準額を超えることが条件となります。保険料割増が適用されませんが、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替の場合は、12分割に限りです。 【保険料大口分割払特約】

【保険期間が2年以上5年以下の整数年の場合】

長期一括払	ご契約と同時に保険料を一括して払い込む方法です。毎年ご契約を更新いただく場合に比べて割安となります。 【長期保険料一括払特約】
長期年払 (口座振替)	年払で保険料を払い込む方法です。初回保険料のみ現金でお支払いいただくことも可能です。 【長期保険料年払特約】

(10) 満期返れい金・契約者配当金

「店舗総合保険」および「地震保険」については、満期返れい金・契約者配当金はありません。

(11) 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。

2.ご契約時に告知いただく事項についてご注意ください

保険契約者、被保険者には、ご契約時に危険に関する重要な事項として当社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります)。保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金等をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。詳細は、「重要事項のご説明」でご確認ください。

■ 構造判定コード表

建物およびその収容動産	保険の対象となる建物(または保険の対象となる動産を収容する建物)の構造より、下表にそって構造級別(1・2・K・3級のいずれか)を判定してください。	構造判定コード	構造級別
①コンクリート造建物	コンクリートブロック造建物 れんが造建物 石造建物	CN	1級
②耐火被覆鉄骨造建物		TH	
③耐火建築物	※「建物構造申告書」が必要です。	TA	
④鉄骨造建物	②、③に該当する建物を除きます。	TE	2級
⑤準耐火建築物(1時間準耐火・45分準耐火)	※「建物構造申告書」が必要です。	JY	
⑥省令準耐火建物	※「建物構造申告書」が必要です。	SR	K級 (旧2級からの経過措置)
⑦上記①～⑥のいずれにも該当しない建物 ※該当することの確認ができない場合があります。 例:木造建物で、「③耐火建築物」「⑤準耐火建築物」「⑥省令準耐火建物」のいずれにも該当しない建物	下記の「経過措置」の適用対象となる場合	KS	
	下記の「経過措置」の適用対象とならない場合	HT	
⑧混造計算を行った建物		KZ	火災保険一般物件料率規定の「混造建物」の規定により判定された構造級別 ⇒1・2・3級のいずれか

■ 構造級別改定(平成22年1月)に伴う経過措置のご説明

平成22年1月に構造級別の改定を実施したため、保険始期日が平成21年以前の(旧構造級別が適用されている)契約からのご継続の場合は、新構造級別への移行により保険料のお支払いが大きく増加することがあります。このうち、一定の要件を満たす場合につきましては経過措置がありますので、以下の要件に照らして適用対象となるかをご確認ください。また、他の代理店においてご加入の現契約がある場合などは、取扱代理店までお申出ください。

経過措置適用要件	現契約(継続前契約)の要件	新契約(今回のご契約)の要件	現契約と新契約の内容等についての要件
	・保険始期日が平成21年12月31日以前である場合は、構造級別が「2級」であること ・保険種類が、火災保険(積立タイプの火災保険を含みます)であること	・上表にそって判定した構造級別が、「1級」「2級」のいずれにも該当しないこと	・現契約と新契約の「申込人(保険契約者)」「対象建物(注)」が同一であること (注)保険の対象である建物または保険の対象である動産を収容する建物を行います。 ・現契約の満期日(中途解約の場合は解約日)が、新契約の保険始期日と同一であること

※経過措置を適用した場合、保険料お支払いの増加額が軽減されます。また、地震保険セット時には、地震保険にも経過措置が適用されます。
※経過措置を適用した契約について、保険期間中に「保険の対象の移転」や「名義変更(相続、改姓、名称変更、法人の代表者変更、企業の合併・統合を除きます)」等が発生した場合、経過措置は終了します。
※現契約と新契約の引受保険会社が異なる場合には、現契約の保険証券のコピーをご提出いただけますようお願いいたします。

ご契約後にご注意いただきたいこと

1. 万一の事故のときのお手続きについて

(1) 万一事故にあわれたら

事故にあわれた場合は、取扱代理店または下記の事故受付センターまでご連絡ください。

店舗賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約に関する事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を被害者に対して承認しようとするときは、必ず当社に連絡し当社の同意を得てください。当社の同意がないまま被害者に対して損害賠償額の全部または一部を承認された場合には、保険金等の全部または一部をお支払いできないことがあります。

(2) 保険金等のご請求からお受け取りいただくまで

当社に事故のご連絡をいただいた後に、保険金等をお受け取りいただくための手続(保険金請求手続)が必要となります。万一の事故の際は、当社より改めてご説明いたします。詳しくは当社までお問い合わせください。

2. ご契約後、次の事項が生じた場合には取扱代理店または当社にご連絡ください。

(1) ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知事項)

ご契約後に下記の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。下記の変更は、「ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知事項)」となっております。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金等をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。詳細は「重要事項のご説明」をご確認ください。

① 建物の構造の変更	保険の対象である建物または保険の対象である動産を収容する建物の構造を変更した場合
② 建物の用法、建物内の職作業、被保険者の職作業の変更	保険の対象である建物または保険の対象である動産を収容する建物の用法、建物内の職作業、被保険者の職作業を変更した場合 ※建物が居住の用にのみ供するものとなった場合は、ご契約を継続することができません。その場合は、ご契約を解約いただくこととなりますので、ご了承ください。
③ 所在地の変更	保険の対象の所在地を変更した場合 ※所在地を日本国外とすることはできません。その場合は、ご契約を解約いただくこととなりますので、ご了承ください。

(2) 他にご連絡いただくべき主な事項

通知事項のほか、ご契約後に下記の事項が生じる場合には、直ちに取扱代理店または当社にご連絡ください。詳細は「重要事項のご説明」をご確認ください。

① 売却・譲渡	保険の対象を売却・譲渡する場合
② 保険契約者の住所・電話番号の変更	保険契約者の住所、電話番号を変更した場合

(3) ご契約を解約するとき

保険契約を解約される場合には、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

(4) 保険金をお支払い後のご契約

建物、家財、設備・什器等、商品・製品等に関する損害保険金のお支払い額が、1回の事故でそれぞれ保険金額(注)の80%に相当する額となったときは、ご契約は損害発生時に終了します。建物、家財、設備・什器等、商品・製品等が前記により終了するときは、セットされている特約も同時に終了します(保険の対象が複数ある場合、保険金額の設定単位ごとに適用します)。なお、前記に該当しないときは、損害保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

(注) 保険金額が保険の対象の保険価額を超える場合は、保険の対象の保険価額とします。

その他ご注意いただきたいこと

< 保険会社破綻時等の取扱い >

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は、ご契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)。またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。なお居住用建物またはこれに収容される家財を保険の対象とする地震保険の保険金や解約返れい金は100%補償されます。

< 共同保険について >

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。当社は幹事保険会社として他の引受保険会社の代理・代行を行います。

ご注意いただきたい事項

- ご契約に関する個人情報は、当社プライバシーポリシーに基づき取り扱います。詳しくは当社ホームページをご覧ください。
- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは「店舗総合保険」および地震保険の概要をご説明したものです。補償内容は普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、普通保険約款・特約等をご覧ください。なお、ご不明点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合には、保険申込書に被保険者氏名を明記いただくとともに、このパンフレットに記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【受付時間】

平日 9:00~20:00

土日・祝日 9:00~17:00

(年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 【ナビダイヤル(有料)】

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

当社について、もっとお知りになりたい時は！

三井住友海上のホームページ

<http://www.ms-ins.com>

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8252 東京都中央区新川2-27-2

お客さまデスク 0120-632-277(無料)

受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)

<http://www.ms-ins.com>

F0152-4 30,000 2011.2 A (修) (62) 48